

る株式会社であり、同社は、「直撃ドキュメント」(当初のサイト名は「直アボ☆ゲット」)。以下、特に断らない限り「直アボ☆ゲット」のサイト名であった時を区別せず「直撃ドキュメント」という。),「直アドゲッチューン」,「ビューアラブROYAL」(当初のサイト名は「ご近所〇〇」であり、その後、「プリンセスモバイル」となり、さらに、「ビューアラブROYAL」となった。以下、特に断らない限り「ご近所〇〇」及び「プリンセスモバイル」というサイト名であった時を区別せず、「ビューアラブROYAL」という。),「ご近所直アドネット」というサイトを運営していた(以下、これらのサイトをまとめて「本件各サイト」といい、特定のサイトを指すときは、その名称で特定する。),

イ 被告ら

被告らは、平成18年7月7日から現在まで訴外会社(商号を変更する前の有限会社フロンティアエレクトロニクス)の代表取締役を、平成18年7月7日から平成23年3月31日までの間、訴外会社の取締役をそれぞれ務めており、訴外会社において、被告ら以外に取締役等の役員はいなかった。(甲2)

ウ 原告

原告は、平成21年3月8日から平成22年8月26日まで、訴外会社の運営する本件各サイトの利用者であった者である。

(2) 本件各サイトの内容

本件各サイトは、いずれも、良知らぬ者同士がインターネットの掲示板や電子メールのやり取りを通じて知り合うことができる「出会い系サイト」であり、その多くは、メール交換等のサービスを利用する際に費用が発生する仕組み(郵便料金)になっている。

本件各サイトにおいて、メールを送信するなどのメール交換等に必要となる操作ごとに一定の利用料金が課せられる旨が規約において定められているところ、いずれのサイトもポイント制(1ポイントを10円とし、メールを送信

するの30ポイントが必要とするなどというもので、各操作をする毎にあらかじめ利用者が購入したポイントが引き落とされる仕組みとなっていることから、利用者は本件各サイトの利用を継続するためには、ポイントを購入する必要がある。そして、このポイントを購入するため、利用者は、銀行振込み、クレジットカード、電子マネー決済など訴外会社の用意した各種決済方法から選択して訴外会社に入金することとなっていた。

(甲6《校番を含む》、10ないし16、46、井論の全趣旨)

(3) 原告は、別紙のとおり、平成21年3月8日から平成22年8月26日まで、本件各サイトを利用し、ポイントを購入するため、日付欄記載の日付に振込方法欄記載の方法により、金額欄記載の金額を訴外会社に支払った。その概要は、以下のとおりである。

すなわち、原告は、訴外会社に対し、①平成21年3月28日から平成22年7月25日までの間、「直撃ドキュメント」のサイトでの利用について合計913万5000円を、②平成21年3月18日から平成22年8月26日までの間、「直アドゲッチューン」のサイトでの利用について合計523万円を、③平成21年3月8日から平成22年3月20日までの間、「ビューアラブROYAL」のサイトでの利用について合計393万5000円を、④平成21年3月15日から平成21年10月8日までの間、「ご近所直アドネット」のサイトでの利用について合計201万3000円をそれぞれ支払った。原告が、本件各サイトの利用に関して訴外会社に支払った金額は、合計で2031万3000円である。

本件各サイトにおいては、いったん購入したポイントは、退会と同時に消失し、返金不可とされている。(甲6《校番を含む》、井論の全趣旨)

3 争点及び当事者の主張

(1) 訴外会社による本件各サイトの運営は違法か。

(原告の主張)

本件各相手方がサクラであること、訴外会社が金員を詐取したとすることは否
認する。本件各相手方と原告とのやりとりについては知らない。
(2) 被告らが共謀して、訴外会社による詐欺行為を行っていたか (主位的請求)。

(原告の主張)
訴外会社による出会い系サイトを利用している詐欺行為は、サイトへの誘引メー
ルを不特定多数の人に送付することにはじまり、自ら運営するサイトへ誘導し、サ
クラを用いて時間を問わず大量のメールを送受信し、様々なパターンを使い分
けて盛衰の事実を裏装であると信じ込ませる。多様な決済方法を要して大量の
ポイントを購入させるといった極めて組織化された詐欺行為であり、訴外会社の取
扱後である被告らは、訴外会社の機関として、会社の営業方針を決定し、従業員
に指導指示を行い、訴外会社による組織的詐欺行為を共同で行ったものである。

訴外会社は、本件各サイトの運営のために、①サクラとして相当の人員を雇用
していたと考えられること、②メールの送受信や閲覧管理及び支払決済システム
の開発ないし導入のために相応の人的・金銭的コストをかけていると考えられるこ
と、③本件各サイトの運営には、大量のサクラが必要であると考えられるこ
と、④サクラを雇用し、教育、管理、指導するための人員や、経理を管理したり、
システムトラブル等についても対応したりする人員が必要であると認められる
こと、⑤決済手段の確保のための銀行口座の開設や電子マネー会社との契約は、
通常、会社経営者本人による契約が必要であると考えられることから、いわゆる
サクラサイトである本件各サイトの運営による詐欺行為は、組織的なものであ
り、会社経営者である被告らの関与なしに実行できるものではない。

(被告らの主張)
決済手段が複数存在していたことは認めるが、その点は否認する。訴外会社が
サクラを使っていたという点とはなく、原告の主張は回避を欠くものである。

(3) 被告らに、任意解雇及び慰労金は支払われるか (準備的請求)。

ア 原告は、本件各サイトにおいて、主として14人の相手方 (以下「本件各相
手方」という。) とメール交換をした。そして、本件各相手方は、原告に対し、
指示に従えば数千万円ないし数百万円という多額の金員が入手可能である等
というあり得ない不自然な話を提示して勧誘しながら、メールの送受信に秘密
を要するための専用回線を用いる、高経通信を可能にする回線を用いる、メール
アドレスや電話番号を添付する必要があるなどとして、通常の送受信以外に多
額のポイントを消費させていること、大量のポイント購入を持ちかけているこ
と、金員入手のための手段として、虚偽の暗号入力操作等を命じ、その送受信
に多大なポイントが消費されるよう、その手続きの繰返しを要求しているこ
と、面会や金員の手渡しを何回も約束しつつ、これをキャンセルしたり、連絡
を取れなくなったりして、補償のため、極めて多数のメール送受信を強いている
ことなど、全く合理性のない、多数のポイントを消費させる行為を指示してい
ることからすれば、訴外会社が作り出した架空の人物、いわゆるサクラ (以下
「サクラ」という。) であることは明らかである。

イ そして、訴外会社は、本件各サイトにおいて、原告を巧みに各サイトに誘導
または自動登録し、各サイト内で、サクラを使用して、かつ、サクラであるこ
とを秘して、原告に対して資金提供やその他の面会等の利益ないし役務の提
供をする意思もないのに、あるように送った虚偽のメールを送信し、サイト利
用を誘因し、サイト利用料・金目等で多額の金員の入金を求め、錯誤に陥った
原告に本件各サイトを利用してのメールの送受信を繰り返させ、そのために必
要なポイントを購入させて多額の金員を支払わせたものである。このように、
本件各サイトは、全体として、利用者から金銭を強し取るための仕組みとして
構築されているものであって、これらの利用者の期待等に応じて本件各サイト
のメールを利用させ利用料・金目等を支払わせるという訴外会社の一連の行為は、
原告に対する詐欺を構成する。

(被告らの主張)

(原告の主張)

ア ○は、訴外会社の代表取締役として、訴外会社の業務を適法かつ適正に遂行し、第三者に対し詐欺等の違法行為を行わないよう注意すべき義務を負っていたにもかかわらず、訴外会社においては継続的違法行為が継続して行われていたのだから、訴外会社に対する任務を懈怠していたものである。イ また、○は、訴外会社の取締役として、訴外会社の業務が適法かつ適正に行われるように監視・監督すべき義務を負っていたにもかかわらず、訴外会社に対する任務を懈怠していたものである。

ウ 訴外会社による出会い系サイトを利用しての詐欺行為は、極めて組織化された詐欺行為であり、このような相応の人的組織・物的設備を要する詐欺行為を行うにあたり、会社の機器である取締役が関与していないことは通常考えられないことから、被告らが訴外会社に対する任務を懈怠するにあたり、懈怠であったことは明らかであり、少なくとも重大な過失があった。

(被告の主張)

至急ないし争う。

(4) 原告の損害（主位詐欺金・予備的請求共通）

(原告の主張)

原告は、被告らのサクラを使った詐欺行為により、訴外会社に対し、平成21年3月8日から平成22年8月26日にかけて、サイト利用料金名目等で合計2031万3000円を詐欺された。

そして、原告は、かかる損害を回復するべく、訴訟代理人らを依頼して本訴訟を余儀なくされたことから、被告らの共同不法行為との間に相当因果関係が認められる弁償士費用としては、209万1900円をもつて相当とするべきである。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（認定事実の末尾に記載する。）及び弁論の全趣意によると、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、平成22年5月に退職するまで会社員であったが、平成20年5月から自宅に妻と子供を残して大阪府で単身赴任生活をしてきた。原告は、日頃から、ヤフーのアドダンスを推广应用して、参加無料の懸賞サイトに登録し、懸賞に応募していたが、そうしただけで、原告のメールアドレスに、知らない者から「現金をお渡しします。」というタイトルのメールアドレスが届くようになった。

原告は、平成21年3月これらのメールのうちの一つに返信をして、そのメール相手の勧めに応じて、ハンドルネームを「テイショ」とし、当サイトを「大駆」、年齢を「50歳」、性別を「男性」として本件各サイトのうちの一つに登録をした。その後本件各サイトの本件各相手方から原告宛のメールアドレスに送られてきた。(甲9, 48, 88)

(2) 原告と本件各相手方とメールアドレス交換等のやりとりは、下記アハシエのとおりである。

ア 「匿名コミュニケーション」におけるメールアドレス交換等

① はるなどのメールアドレス交換等

原告は、平成21年5月、はるなどと名乗る者から、自分はファイナンス系会社を営む会社であり、コンピュータに詳しく、指示に従うなら、金銭(300万円から1億円)を特別な手段で送与できる旨のメールを受信した。

原告は、はるなどとメールアドレス交換を開始したところ、はるなどは、メールでクレジットカードデビットカードと称して、原告の使用するクレジットカードで、指定の時間内に指定の金額のポイントを購入すれば、カード会社の総額に譲渡をおこなってショッピングの履歴を拡げることができると

て返信メールを送るというものであったが、上記のメールアドレス添付等は「匿名ドキュメント」の運営規約上、該メールアドレスに付加して大きなポイントが必要とするものであったことから、原告は、板東とのやりとりによって、多大なポイント消費することとなった。

しかし、結局、原告は、板東が求めた手続が終了することがなく、「今やめたら、これまでの手続が全て無駄になります。」などといったメールと共に、次々に暗号が送られてくるので、多数回のやりとりをさせられた上に、金員を受け取ることはできなかった。

(甲4の1, 4の2, 9, 37《抜番を含む》, 38《抜番を含む》, 39, 42《抜番を含む》, 48, 88, 弁論の趣旨)

イ 「匿名ドキュメント」におけるメール交換等

① 「匿名な処女姫」19歳エミ子」とのメール交換等
 原告は、平成21年3月、「匿名な処女姫」19歳エミ子(以下「エミ子」という。)と名乗る者から、個人が大阪市堺区深江に住んでおり、父親が経営するアパレル系会社の社員であって、サイト利用の目的は「申し込み」ということであり、祖父が経営したお小遣いがいくらかももらえるから、話し相手になつたり、会ってくれたりすればお札に数万をあげる旨の申出のメールを愛憎した。

原告は、エミ子とメール交換を開始し、その申出が一定程度実現可能なものと信ずるようになった。エミ子は、原告とのメールのやりとりの中で、平成22年4月から8月までの間に8回の面会を約束したが、待ち合わせ場所として茨城県市内の店や時間を指定してきては、これを変更したり撤回したりするなどの行方を繰り返し、原告はエミ子の連絡のため毎年多岐回にわたりメール送受信をし、そのために多大なポイント消費した。しかし、結局、原告は面会することはできず、金員を受け取ることでもできなかった。

こと、また、原告がサラ金会社からの借入れと短期間の返済を繰り返すことによりサラ金会社の信用を得た後、支払を滞らせて一息借金をなくしてサラ金会社の注意を引いた上ではあるが金額の返済をすることにより、原告の借戻が上がって5000万円の返済が可能になること、さらに、サラ金からできるだけ借金をして、ビットキャッシュ(電子マネー)を大量に購入し、サイトの決済機種の処理速度を遅くした決済をしてオーバーローを越えさせることにより、サイトから多額の金員を入手できることなどを伝えてきた。

原告は、はるななどのメールのやりとりを通じてこれらを実現するようになり、はるなからの金銭供与に期待して、はるなの指示に従って、平成21年4月13日から同年5月15日までの間に、35回、129万円分のポイントをクレジットカード決済で購入し、また、原告は、同月13日から24日までの間、サラ金からの借入れと、その直後の返済を繰り返して、同月26日から28日までの間に、「匿名ドキュメント」の利用のためにビットキャッシュにより270万円を入金するなどした。

② 『財務管理事務所』板東解散」とのメール交換等

原告は、はるななどのメール交換を行っているころ、『財務管理事務所』の板東解散(以下「板東」という。)と名乗る者から、会社で3000万円の利益が出たので秘密で受け取って欲しい旨の申出のメールを受信した。原告は、板東とのメール交換を開始し、受け取りのための口座番号をメール送信しようとする。板東は、このサイトでは口座番号を送ることはできないとして、数字と英文字を組み合わせた暗号を返信するように指示し、原告が返信すると、板東は、次々と異なる暗号を返信するように指示した。板東から指示された返信方法は、メールアドレスと電話番号を添付し

② 「年商100億円・赤字〔40歳〕」とのメール交換等

原告は、年商が100億円ある会社の経営者赤子と名乗る者から、結婚者（後に夫となった）に不満があり、原告と面会して性交渉をすること及びその対価として高額な現金を支払う旨の申出のメールを受信した。

原告は、これに期待して赤子とメール交換を開始し、両人の申出を信じようになったところ、赤子は、直前にサイト内メールで面会の希望日時、約束場所を指定してきたが、もともと原告が仕事で面会が無理な時間帯を指定したり、約束しても突然反故にされたりした。原告は、赤子との連絡のため等に多回数にわたりメール送受信をし、そのために多大なポイント消費した。

しかし、結局、原告は面会することはできず、金銭を受け取ることもしななかった。

③ 「精子バンク医療科学研究所 奈津英〔33歳〕」とのメール交換等

原告は、精子バンク医療科学研究所の職員である奈津英と名乗る者から、研究所の業務上、男子の精子が必要で原告の年齢から研究条件に合致するので採取の必要があるとして、採取対象者として原告を指定し、精子取得の対価を支払う旨の申出のメールを受信した。

原告は奈津英とメール交換をしてこの指定に応じたこととしたが、原告は、精子取得の対価等の連絡や、奈津英が3回にわたり面会約束をしたものの、当日になって面会を断ったり、理由を付けて反故にしたりしたために、原告は、奈津英との連絡等のために多回数にわたりメール送受信をし、そのために多大なポイント消費した。

しかし、結局、原告は面会することはできず、金銭を受け取ることもしななかった。

④ 「グローバル投資銀行預取婦人〔34歳〕」とのメール交換等

原告は、平成22年1月ころ、グローバル投資銀行の預取婦人を名乗る

者から、支取金9000万円を受け取るつもりがあるかとの申出のメールを受信した。

原告は、前記申出に期待してメールのやり取りを開始したところ、取戻人（原告の住所近くのレンタルビデオ店、病院、ホテルの部屋などを待ち合わせ場所指定しながら、場所を突然変更したり、待ち合わせ場所に来ているとしながら実際には現れなかったりした。原告は取戻人と少なくとも7回面会の約束をし、原告は、取戻人ととの連絡等のために多回数にわたりメール送受信をし、そのために多大なポイント消費した。

しかし、結局、原告は面会することはできず、金銭を受け取ることもしななかった。

(甲4の1、4の3、9、40《校審を含む》、48、88、弁論の全趣旨)

ウ 「ビニアプロイヤル」におけるメール交換等

① 「IT企業取締役〇〇」とのメール交換等

原告は、平成21年3月、「IT企業取締役〇〇」と名乗る女性から、会社経営についての相談相手になってくれれば3000万円を渡す旨の申出のメールを受信した。

原告がメール交換を始めたところ、「IT企業取締役〇〇」は、「JR高槻駅を待ち合わせ場所として指定してきたが、何回待ち合わせをしても両人は現れることはなく、原告はメール交換のために多大なポイント消費した。

② 「固定資産管理財人〇〇」とのメール交換等

原告は、同月16日、「固定資産管理財人〇〇」と名乗る者から、会社の固定資産を管理して生じた2000万円の剰余金を受け取って欲しい、ついでに税務署にばれないための特殊な送達システムを利用する必要がある、そのためには原告において暗号を送信する必要がある旨の申出のメールを受信した。

電話番号添付のメールで送信するよう指示された。

原告は、SE神谷からのこれらの指示に従い多数回にわたりメールの送受信をしたが、上記のメールアドレス添付等は「ビュアラブROYAL」の運営規約上、単なるメール送信に付加して大きなポイントが必要とするものであったこともあり、そのために多大なポイントを獲得した。

しかし、結局、原告は金員を受け取ることはできなかった。

③ 「銀行員まゆ」とのメール交換等

原告は、同年12月ころ、銀行員まゆと名乗る者から、勧誘している銀行で余剰金が出たので300万円を渡込み又は直接手渡しをしたい旨の甲出のメールを受信した。

原告は、金員が戻えるものと期待してメール交換を開始したが、銀行員まゆは、原告の会員レベルを昇格する必要がある、文字化け対策として、専用口座の開設をする必要があるなどとして、その数回としてビットコイン20万円を売却させた。

しかし、結局、原告は金員を受け取ることはできなかった。
(甲4の1、4の4、9、41の4) 被告を含む。甲、48、88、井津の会連発
ニ 「ご近所連アフィリエイト」における「モモ」、[主治医〇〇]及び「振込依頼人〇〇」とのメール交換等

原告は、平成21年3月、不注の潜で入院しているという「モモ」という患者とその「主治医〇〇」を名乗る者から、モモの病状の経過を受け取って欲しい、ついでには、サイトへの登録をし、現実の振込みを担当する「振込依頼人〇〇」の指示に従うよう求めるメールを受信した。

原告は、「振込依頼人〇〇」から数字や記号を送る際、メールアドレスやアドレス欄にチェックを入れた上で送信する必要がある、指示とおりの確率を送信すること、途中で止めないことを誓うこと、高額のポイントが必要なので、まとまったポイントを用意して買う必要があると告げられた。

原告は、その指示に従って数字とアルファベットの組合せの暗号を数十回にわたり送信したが、いつまで経っても作業指示が来ず、原告は多数のメールの送受信をし、そのために多大なポイントを獲得した。

しかし、結局、原告は、金員を受け取ることはできなかった。

④ 「外科医〇〇」とのメール交換等

原告は、同年5月10日、「外科医〇〇」と名乗る者から、差し相手や相談相手になってくれれば600万円を合せて手渡し旨の甲出のメールを受信した。

原告は、メール交換を繰り返し、指示に従って「R新大派や梅樹隊等に付き回人を待ち続けたが、回人は一度も現れなかった。原告は、連絡等のために多数回にわたりメール送受信をし、そのために多大なポイントを獲得した。

しかし、結局、原告は面会することはできず、金員を受け取ることもしなかった。

⑤ 「SE神谷/個人情報開示可」とのメール交換等

原告は、同年8月初め頃、SE神谷と名乗る者から、個人が「プリンセスモバイル」(「ビュアラブROYAL」の前身のサイト)のSEとして勤務しており、社長から税金対策として1600万円の会社の金を処分するよういわれているので受け取って欲しい旨の甲出のメールを受信した。

原告は、これに期待してメール交換を開始したが、SE神谷から、原告の本名と電話番号が必要で、これをサイト内メールで送るためには、多数回これらを添付したメールを送信し、サーバーに負担を掛けて文字化けせず送れるようにする必要がある、これを行えば原告は口座に1600万円を振り込むことができることと告げられた。またその過程で高速回線を購入するよう指示された。口座番号等の1文字を5回ずつ、メールアドレスや電

原告は、その指示のままに多数回のメールの送受信をし、そのために多大なポイントを消費した。

しかし、結局、原告は会員を受け取ることができなかった。

(甲4の1、4の5、9、48、88、井論の全趣旨)

なお、以上のアのないエの本件各相手方のほか、本件各サイト内でメール交換した者は2、3人いるが、それらの者からのメールも、暗号を入れると金銭を贈与するなどと申し出るものであった(以下、本件各相手方を合めて「本件各相手方等」という。)(甲9、48、88)

(3) 訴外会社は、平成23年頃、勤務形態を24時間シフト制として、パソコンのメールオペレーター業務をしていた。(甲44の1・2)

(4) 原告代理人らは、平成24年10月、「運アドゲッチュー」に、地域及びハンドルネーム等を交えて女性名で3件の登録をしたところ、その3件のアドレス宛に数分後から大量のメールが届いた。そのメールは、3件とも「愛を知らないう男(代表取締役)」など同一名の相手方からのものであり、その内容も財産の強奪を示唆する全く同一の文言であった。原告代理人がそれぞれに返信をすると、次々とサイト運営会社への入金を促す個別のメールが繰り返された。これらのメールは、3件とも同一名で、同一時刻に送られることが多く、その内容も同一文であるが、登録地域に応じて待ち合わせ場所や連絡先のプロフィール(出身地)などは変えられていた。(甲53、甲54)

(5) 原告は、本件各相手方等がいずれも本件各サイトの一環の会員であり、その手出の内容(面会や金銭の供与等)が一定程度は実現できる可能性があると認め、メール交換を続け、本件各サイトのポイントを購入したのであり、本件各サイトを利用していった期間(約1年6か月)の訴外会社への入金の際には、銀行振込みによる方法が404回、電子マネー(ビットキャッシュ)を購入する方法が158回、クレジットカードを利用する方法が123回という多数回に及ぶものであった。原告は、本件各相手方等がスクラであり、その手出

がおよそ実現できないものであることを知っていたが、ポイントを購入してメール交換をすることはなかった。(甲4《扶養を含む》、9、48、88)

(6) 独立行政法人国民生活センターは、平成23年12月1日、出会い系サイトで、ここ数年、資金探訪を持ちかけてメール交換をさせ、利用者が高額の利用料の支払をする被害が発生しているとして注意を呼びかけ、また、平成24年4月19日には、サイト運営に冠われたスクラが、異性、タレント、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その間に支払を続けさせるという「スクラサイト」商法による詐欺に遭遇するよう呼びかけていた。(甲12、13)

2 争点(1) (訴外会社による本件各サイトの運営の違法性) について

(1) 前記第2の2及び前記1で認定した事実によれば、本件各相手方等からの手出し、いずれも、見ず知らずの原告に対し、指示に従えば数百万円ないし数千円という多額の金銭を供与する、面会し、あるいは採取対象となつてくれれば相当の対価を支払う等、恣意ではあり得ない不自然な話で、そのいずれについても全く実現していないのであって、これらことからすれば、本件各相手方等がその手出にかかるとする内容を承認する意思や能力を有していないことは疑い認められるところである。

(2) 次に、本件各相手方が架空の人物、すなわちスクラであつたと認められるかについて検討する。

ア 前記第2の2及び前記1で認定した事実によれば、本件各相手方は、原告に対し、資金探訪の手出しをしつつ、原告が資金を得られるようにするために必要であるとして、①多額のビットキャッシュの購入を指示してこれを購入させ(はるな)、②利用回線が必要である、メールアドレス、電話番号を添付する必要があるなどという指示をして、通常のメールアドレス以外にも多大なポイントを消費させ(飯風、

SE神会、銀行員まゆ、③禮号や、口座番号の入力操作等を命じ、さらに、入力すべき番号を何人も変更して送信するよう指示して多大なポイントを獲得させ（坂東、固定資産管理人〇〇、SE神会、被込体額人〇〇）、④西会や金風の手續しを納束して押合わせ請求を指示するもの、これをキャンセルすることを繰り返して、連絡等のために多量回数のメール差受信をさせて多大なポイントを獲得させ（エミ、森子、茶澤英、買取取人、IT企業専務役〇〇、外科医〇〇）ているところ、これらの指示には何らの合理性は見いだし難い。むしろ、上記指示の目的は、いずれも原告にできるだけのポイントを獲得させるように仕向け、本件各サイトを利用させるためにポイントを購入させて、原告に会社に同様のサイトを一般の会員であるとすれば、本件各相手方が、原告と同様のサイトにも利用料金の負担義務が生じることになるはずであるが、そのような負担をしてまで本件各相手方が本件各サイトの利用を継続して前記のような支出をする合理的な理由は見だし難いというべきところ、それにもかかわらず、本件各相手方がそのような利用を継続した上、原告に利用料金を支払わせようとしている事実、本件各相手方には利用料金の負担義務が課せられておらず、原告が利用料金を支払うことにより原告会社に利益を得ること意图して行動しているというべきであると推察されるものである。

以上は、本件各相手方と同様の特徴を有していた前記12の4の本件各相手方以外の2ないし3人の者にも当てはまるというべきである。また、前記12の4のとおり、原告との関係だけでも14人もの形々の人物が名乗る者が頻りにメールの差受信をしていること、前記12の4のとおり原告訴訟代三入らが得た体裁でも、サイトにアクセスすると差額の差額を示唆する同一内容のメールが差信され、これに返信をすると次々とサイト差信会社への入金を促す個別のメールの差信が繰り返り送られていることが認められ、こう

したメール交換等の差信からすれば、本件各サイトにおいては、原告会社の利益を図るために会員とのメール交換等を担当する者が居ることがうかがわれるところであり、前記13の4のとおり、原告会社においてメールオペレーターを募集していたことを併せて、本件各サイトにおいては、メール差信を専断的に担当する者から会員宛にメールが差信されている事実が推察される。さらに、前記16の4のとおり、本件とはほぼ同じ時期において、国民生生センターが、出会い系サイトで資金援助を待たかけて利用者にメール交換をさせ、高額の利用料を負担させる被害が発生しており、その手口として、サクラを使用してメール交換等をさせるものがある旨の注意喚起をしているところ、原告が本件各サイトに誘引しているものである。

以上を総合すると、原告が本件各サイトにおいてメール交換した本件各相手方は、実質する一般の会員ではなく、架空の人物、すなわち、サクラであり、そうした架空の人物は、原告会社の利益を図るために会員とのメール交換等を担当する者によって演じられているのであり、そうした者から原告会社にメールが差信されていたことが認められる。

(3) 以上によれば、原告会社は、メール交換の相手方がサクラであることを認め、資金提供やそのための面会等の利益のためにメール差信を担当する者に虚偽のメールを差信させて、それらが一定程度実現する可能性があるとする旨を差信させ、原告に役務ないし利益の取得のためにには差信差信等を多数回繰り返させ、また、前記資金提供等の目的達成のためにには差信差信等の手段が必要であるとの虚偽の差信を申し向けてその旨原告を差信させ、利用料金の名目で多額の金を支払わせたといえ、本件は原告会社が組織的に行った詐欺行為であって、違法であるというべきである。

したがって、訴外会社は、原告に対する不法行為責任を負う。

3 争点②(被告らが主張して、訴外会社による詐欺行為を行ったか)について

前記2の認定に係る適法な本件各サイト運営の態様からすれば、訴外会社は、本件各サイトを利用しての詐欺行為を行うために、メールの送受信や閲覧履歴及び支払決済の管理に必要な人的・金銭的コストをかけていることが窺われ、実際にも訴外会社は、平成22年にはメールアドレスを募集していたところである。そして、被告らは訴外会社の取締役であり、その他に役員はいないこと、訴外会社は、本件各サイトの運営以外の事業を行っている形跡は認められないことに加えて、被告らは、本件訴訟の遂行を弁護士に委任して防御を行っており、被告らが訴外会社による詐欺行為に関与していないのであれば容易に反論することができるともかかわらざる実質的な反論をしていないこと、被告らは適式な呼出しを受けたにもかかわらず、尋問の機会に出頭せず、代表取締役ないし取締役としての訴外会社の業務への具体的な関与態様を明らかにしないこと等の事実を総合して考え、代表取締役である[]はもちろん、取締役である[]についても、訴外会社が本件各サイトを利用者への詐欺の道具として用いていることを認識し、訴外会社による詐欺行為を共謀のうえ共同で行っていたものと認められ、この認定を發すに足る証拠はない。

4 争点④(原告の損害)について

原告が本件各サイトにおいてメール交換をした相手(本件各相手方等)は、前記のとおりすべてサクラであるから、原告の損害は、本件各サイトの利用料金等として支払った金員の全額である合計2031万3000円であると認められる。

また、原告は、本訴の提起、遂行に訴訟代理人らを委任して詐欺行為に当たらせたと認められるところ、本件事件の難易、訴訟代理人らの詐欺行為、前記損害賠償額その他一切の事情を考慮すれば、前記損害の1割に相当する弁護士費用203万1300円も本件不法行為と相当因果関係を有する損害であると認め

られる。

5 以上のとおり、原告の主位的請求は理由があるから、予備的請求の可否(争点(3))については判断を要しない。

第4 結論

以上のとおりであるから、原告の本件主位的請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第42部

裁判長裁判官 木 納 敏 和

裁判官 佐々木 健 二

裁判官 小 泉 敬 祐

原告代理人目錄

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 弁護士 | 明 | 宏 | 子 | 介 | 燕 | 子 | 子 | 實 | 之 | 元 | 澤 | 子 | 毅 | 弘 | 子 | 榮 | 幸 | 一 | 夫 | 子 | 登 | 犯 | 夫 | | |
| 弁護士 | 悅 | 和 | 忍 | 祐 | 幸 | 百 | 嘉 | 寬 | | | | | | 湯 | 弘 | 直 | 良 | 英 | 伸 | 健 | 夫 | 孝 | 歌 | 吉 | 武 |
| 弁護士 | 本 | 戸 | 造 | 倉 | 日 | 渡 | 節 | 藤 | 島 | 花 | 田 | 西 | 村 | 野 | 谷 | 下 | 原 | 縣 | 井 | 田 | 川 | 原 | 藤 | | |
| 弁護士 | 都 | 瀬 | 大 | 朝 | 葛 | 石 | 緒 | 佐 | 田 | 竹 | 長 | 宮 | 中 | 神 | 東 | 木 | 上 | 加 | 武 | 松 | 谷 | 貝 | 加 | | |